

市町村数の変遷と明治・昭和・平成の大合併の特徴(1/2)

全国の状況					三重県の状況				
年.月.日	市	町	村	計	年.月.日	市	町	村	計
明21.12.31	-	(71,314)		71,314	明21.12.31		(1,817)		1,817
<p>「明治の大合併」 近代的地方自治制度である「市町村制」の施行に伴い、行政上の目的(教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理)に合った規模と自治体としての町村の単位(江戸時代から引き継がれた自然集落)との隔たりをなくすために、町村合併標準提示(明21.6.13内務大臣訓令第352号)に基づき、約300~500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。 結果として、町村数は約5分の1に。</p>									
明22.12.31	39	(15,820)		15,859	明22.12.31	1	18	317	336
大11	91	1,242	10,982	12,315	大11.12.31	3	24	312	339
昭20.10	205	1,797	8,518	10,520	昭20.12.31	7	35	247	289
昭22. 8	210	1,784	8,511	10,505					
昭22. 9.30	285	1,971	7,639	9,895	昭22.12.31	7	35	247	289
昭28.10	286	1,966	7,616	9,868	昭28.12.31	7	37	230	274
<p>「昭和の大合併」 戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。 昭和28年の町村合併促進法(第3条「町村はおおむね、8,000人以上の住民を有するのを標準」)及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目的」とする町村合併促進基本計画(昭和28.10.30閣議決定)の達成を図ったもの。 約8,000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。 昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。</p>									
					昭29.12.31	12	35	159	206
					昭30.12.31	12	39	58	109
昭31. 4	495	1,870	2,303	4,668					
昭31. 9	498	1,903	1,574	3,975	昭31.12.31	12	40	36	88
					昭32.12.31	12	40	27	79
					昭33.12.31	12	40	24	76
					昭34.12.31	12	40	20	72
昭36. 6	556	1,935	981	3,472	昭36.12.31	12	41	19	72
昭37.10	558	1,982	913	3,453	昭37.12.31	12	41	19	72
					昭38.12.31	12	41	18	71

市町村数の変遷と明治・昭和・平成の大合併の特徴(2/2)

全国の状況					三重県の状況				
年.月.日	市	町	村	計	年.月.日	市	町	村	計
昭40. 4	560	2,005	827	3,392	昭40.12.31	12	41	18	71
					昭42.12.31	12	44	14	70
					昭43.12.31	12	45	13	70
昭45. 4	564	2,027	689	3,280	昭45.12.31	13	44	13	70
					昭48.12.31	13	44	12	69
昭50. 4	643	1,974	640	3,257	昭50.12.31	13	44	12	69
					昭52.12.31	13	45	11	69
昭55. 4	646	1,991	618	3,255	昭55.12.31	13	45	11	69
昭60. 4	651	2,001	601	3,253	昭60.12.31	13	45	11	69
					昭61.12.31	13	46	10	69
					平元.12.31	13	47	9	69
平 2. 4	655	2,003	587	3,245	平 2.12.31	13	47	9	69
平 7. 4	663	1,994	577	3,234	平 7.12.31	13	47	9	69
平11. 3.31	670	1,994	568	3,232	平11. 3.31	13	47	9	69
平11. 4	671	1,990	568	3,229	平11.12.31	13	47	9	69
<p>「平成の大合併」 地方分権の推進や少子高齢化の進展、国、地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るといった観点から、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化するという基本的な考え方の下に行われた市町村合併。 結果として、市町村数は3,232(H11.3.31)から1,821(H18.3.31)と44%の減少。</p>									
平14. 4	675	1,981	562	3,218	平14.12.31	13	47	9	69
平15. 4	677	1,961	552	3,190	平15.12.31	14	43	9	66
平16. 4	695	1,872	533	3,100	平16.12.31	15	33	7	55
平17. 4	739	1,317	339	2,395	平17.12.31	15	21	5	41
平18.3.31	777	846	198	1,821	平18. 3.31	14	15	0	29
平18. 4	778	845	197	1,820	平18. 4	14	15	0	29

備考
市制町村制施行(明22.4.1)
地方自治法施行(昭22.5.3)
町村合併促進法施行(昭28.10.1)
新市町村建設促進法施行(昭31.6.30)
町村合併促進法失効(昭31.9.30)
御浜町発足(昭33.9.1)(阿田和町、神志山村、市木尾呂志村が合併)
明和町発足(昭33.9.3)(三和町、齋明村が合併)
新・宮川村発足(昭34.1.10)(宮川村、大杉谷村が合併)
伊賀町発足(昭34.3.20)(柘植町、春日村が合併)
西外城田村を多気町に編入(昭34.4.15)
大安町発足(昭34.4.20)(梅戸井町、三里村が合併)
川越村が町制施行(昭36.5.1)
新市町村建設促進法一部失効(昭36.6.29)
市の合併の特例に関する法律施行(昭37.5.10)
新・大安町発足(昭38.4.1)(大安町、石加村が合併)

備考
市町村の合併の特例に関する法律施行(昭40.3.29)
鈴峰村を鈴鹿市に編入(昭42.4.1)
藤原村が町制施行(昭42.4.1)
東員村が町制施行(昭42.4.1)
阿山村が町制施行(昭42.12.1)
度会村が町制施行(昭43.1.1)
久居町が市制施行(昭45.8.1)
豊里村を津市に編入(昭48.2.1)
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(昭50.3.28)
安濃村が町制施行(昭52.1.15)
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(昭60.3.30)
三雲村が町制施行(昭61.4.1)
木曾岬村が町制施行(平元5.1)
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(平7.3.29)
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行(平11.7.16)
地方自治法等の一部を改正する法律一部施行(平14.3.30)
いなべ市発足(平15.12.1)(北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併)
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(平16.5.26)
市町村の合併の特例等に関する法律施行(平16.5.26)
志摩市発足(平16.10.1)(浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町が合併)
伊賀市発足(平16.11.1)(上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町が合併)
新・桑名市発足(平16.12.6)(桑名市、多度町、長島町が合併)
新・松阪市発足(平17.1.1)(松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町が合併)
新・亀山市発足(平17.1.11)(亀山市、関町が合併)
楠町を四日市市に編入(平17.2.7)
大紀町発足(平17.2.14)(大宮町、紀勢町、大内山村が合併)
南伊勢町発足(平17.10.1)(南勢町、南島町が合併)
紀北町発足(平17.10.11)(紀伊長島町、海山町が合併)
新・伊勢市発足(平17.11.1)(伊勢市、二見町、小俣町、御園村が合併)
新・熊野市発足(17.11.1)(熊野市、紀和町が合併)
新・津市(18.1.1)発足(津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村が合併)
新・多気町(18.1.1)発足(多気町、勢和村が合併)
新・紀宝町(18.1.10)発足(紀宝町、鶴殿村が合併)
新・大台町(18.1.10)発足(大台町、宮川村が合併)